

平成 24 (2012) 年 3 月 30 日

釜石市

独立行政法人都市再生機構

東日本大震災関係

釜石市で災害公営住宅建設事業が始動

～釜石市がUR都市機構に建設を要請（県内初）～

3月26日付で釜石市より、同30日付で岩手県よりUR都市機構に災害公営住宅建設の要請があり、市内の花露辺（けろべ）地区で、災害公営住宅建設事業が始動しました。

1. 概要

釜石市で災害公営住宅の建設が始動しました。

3月23日に、釜石市とUR都市機構との間で協力協定を締結、これに基づき、同26日に釜石市から、同30日に岩手県から事業実施の要請がなされました。

これにより、災害公営住宅建設事業が具体的に動き出し、平成25年中には建物が完成する予定です。

東日本大震災において、URが災害公営住宅建設支援に着手するのは、これが県内初となります。

2. 地区概要

花露辺地区

- ・ 約 15 戸
- ・ 世帯向けの集合住宅

- ・ 事業期間 平成 24 年度～平成 25 年度（平成 25 年 12 月完成予定）
- ・ 地区面積 約 0.1 ha （位置図 別添 1）

※ UR都市機構が敷地整備、住宅建設し、釜石市に譲渡を行います。

3. 全体スケジュール

平成 24 年 3 月 9 日	復興まちづくりに向けた覚書交換
平成 24 年 3 月 23 日	復興事業推進のための協力協定締結
平成 24 年 3 月 26 日	釜石市からの要請受領
平成 24 年 3 月 30 日	岩手県からの要請受領
平成 24 年度～	地盤調査着手・災害公営住宅建設
平成 25 年中（予定）	譲渡、入居

4. その他

- ・ 花露辺地区位置図（別添 1）
- ・ 建設要請書（別添 2）、
- ・ UR都市機構による震災復興の住まいづくり（別添 3）
- ・ 被災市町村との覚書・協定締結一覧（別添 4）

○ お問い合わせは下記へお願いします。

釜石市 建設部都市計画課 課長補佐 三浦 電話 0193（22）2111

UR都市機構 岩手震災復興支援事務所

支援調整第1チームリーダー 岡谷 電話 019（604）3066（代）



図-1 位置図



図-2 位置図(詳細)

「この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図25000(空間データ基盤)、数値地図2500(空間データ基盤)及び基盤地図情報を使用した。(承認番号 平22業使、第74号)なお、本成果品を第三者がさらに複製又は使用する場合には、国土地理院長の承認を得る必要がある。」



釜 都 発 第 3 1 9 号
平 成 2 4 年 3 月 2 6 日

独立行政法人都市再生機構
理事長 小 川 忠 男 様

釜石市長 野 田 武 則



花露辺地区災害公営住宅の建設等について（要請）

本市の行政につきましては、平素から、ご理解ご協力をいただきありがとうございます。

さて、本市では平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災により甚大な被害が生じ、被災者のための災害公営住宅について、緊急に建設する必要があります。

このため、貴機構において災害公営住宅を建設した上で、本市に譲渡していただきたく、独立行政法人都市再生機構法（平成 15 年法律第 100 号）第 14 条第 3 項の規定に基づき、下記のとおり災害公営住宅の建設及び譲渡に関する計画を示し、その実施を要請します。

記

- | | |
|-----------|---|
| 1 地区の名称 | 花露辺地区 |
| 2 事業区域 | 岩手県釜石市唐丹町字花露辺 73-4（別図） |
| 3 事業の内容 | 独立行政法人都市再生機構法第 11 条第 1 項 16 号による
賃貸住宅の建設及び譲渡 |
| 4 賃貸住宅の戸数 | 約 15 戸 |
| 5 施行期間 | 平成 24 年度から平成 25 年度まで |
| 6 その他 | 本事業に関する必要な事項は、別途協議する。 |

建 住 第 865 号
平成 24 年 3 月 30 日

独立行政法人都市再生機構
理事長 小川 忠男 様

岩手県知事 遠増 拓也



花露辺地区災害公営住宅の建設等について（要請）

県の行政につきましては、平素から、ご理解ご協力をいただきありがとうございます。
さて、本県では平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災により甚大な被害が生じ、被災者のための災害公営住宅について緊急に建設する必要があります。

このため、貴機構に災害公営住宅の建設をいただきたく、独立行政法人都市再生機構法（平成 15 年法律第 100 号）第 14 条第 3 項の規定に基づき、下記のとおり業務に関する計画を示し要請します。

記

- | | |
|-----------|---|
| 1 地区の名称 | 花露辺地区 |
| 2 事業区域 | 岩手県釜石市唐丹町花露辺 73-4 |
| 3 事業の内容 | 独立行政法人都市再生機構法第 11 条第 1 項 16 号による
賃貸住宅の建設及び譲渡 |
| 4 賃貸住宅の戸数 | 約 15 戸 |
| 5 施行期間 | 平成 24 年度から平成 25 年度まで |
| 6 その他 | 本事業に関する必要な事項は、別途協議する。 |

UR都市機構による震災復興の住まいづくり

——災害公営住宅建設の支援——

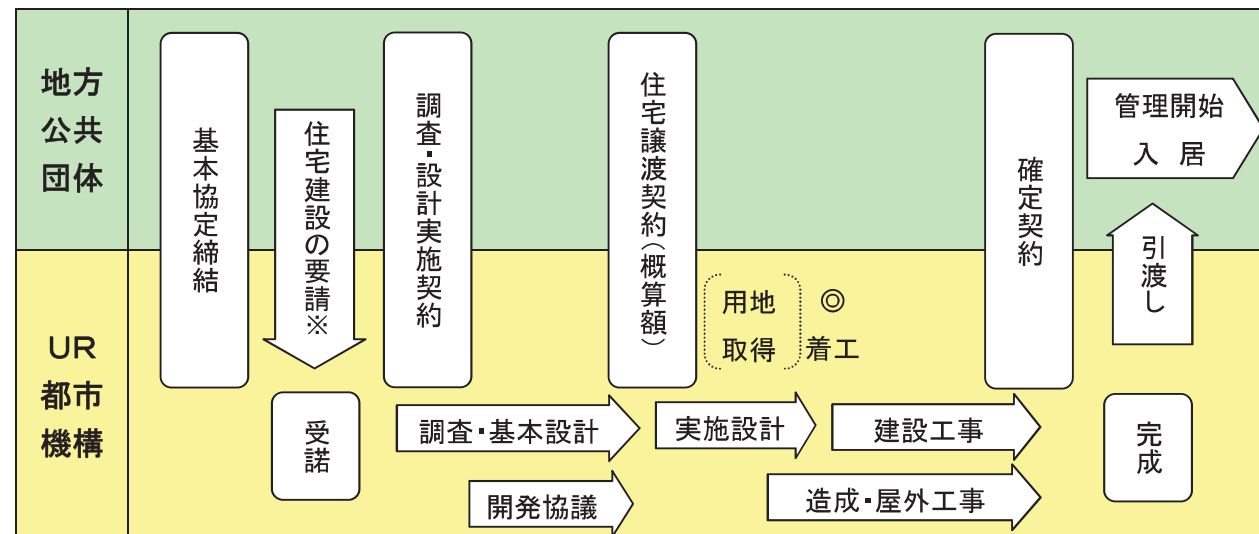
<東日本大震災におけるURの支援状況>

- 被災者の方に一定期間無償でUR賃貸住宅を提供
 - 応急仮設住宅用地の提供(仙台市あすと長町地区、いわきNT地区、盛岡南新都心地区)
 - 応急仮設住宅建設に延べ181人を派遣(岩手県、宮城県、福島県)
 - URの震災復興支援体制(平成24年2月1日現在)
 - 現地体制は73名(宮城・福島震災復興支援事務所39名、岩手震災復興支援事務所34名)
 - うち、復興計画策定等の技術的支援のため、次の17市町村に34名を派遣
- <岩手県>宮古市、大船渡市、陸前高田市、釜石市、大槌町、山田町、野田村<宮城県>石巻市、気仙沼市、名取市、岩沼市、東松島市、亘理町、山元町、女川町、南三陸町<福島県>新地町

<参考>阪神・淡路大震災におけるURの支援活動

- 延べ7,300人を派遣し、建物応急危険度判定、宅地被害対策調査、応急仮設住宅建設を支援
 - 最大260人体制の震災復興事業本部を設置し、復興まちづくりを支援
- 国・兵庫県・被災市と共同で災害復興住宅設計指針を策定
 ○当初3年間で約18,600戸の災害復興住宅を整備
 ○被災者・地権者等の合意形成を図り、市街地の復興事業を推進
- ・市街地再開発事業5地区 ・土地区画整理事業4地区 ・住宅市街地総合支援事業14地区

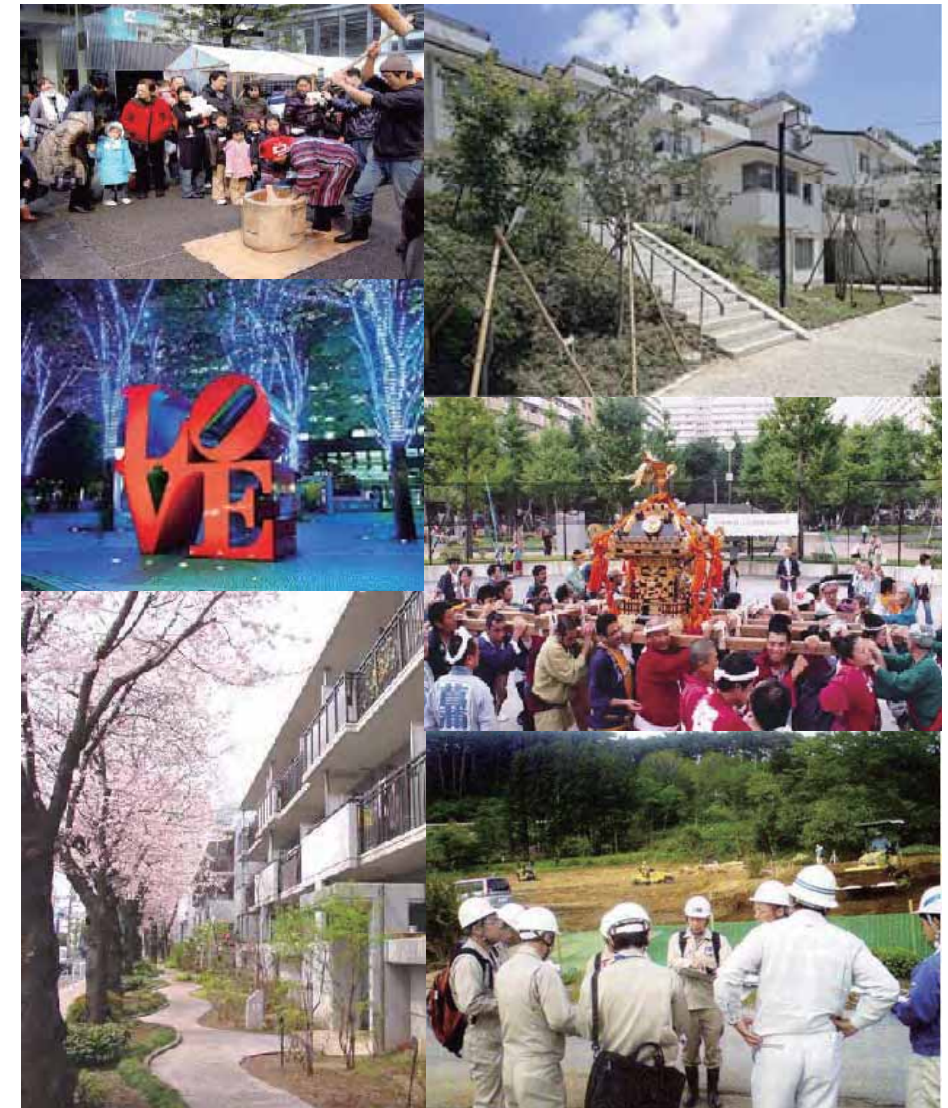
◎ UR都市機構の災害公営住宅建設支援フロー



※UR都市機構は、独立行政法人都市再生機構法第14条第3項に基づく地方公共団体からの要請に基づき住宅建設します。

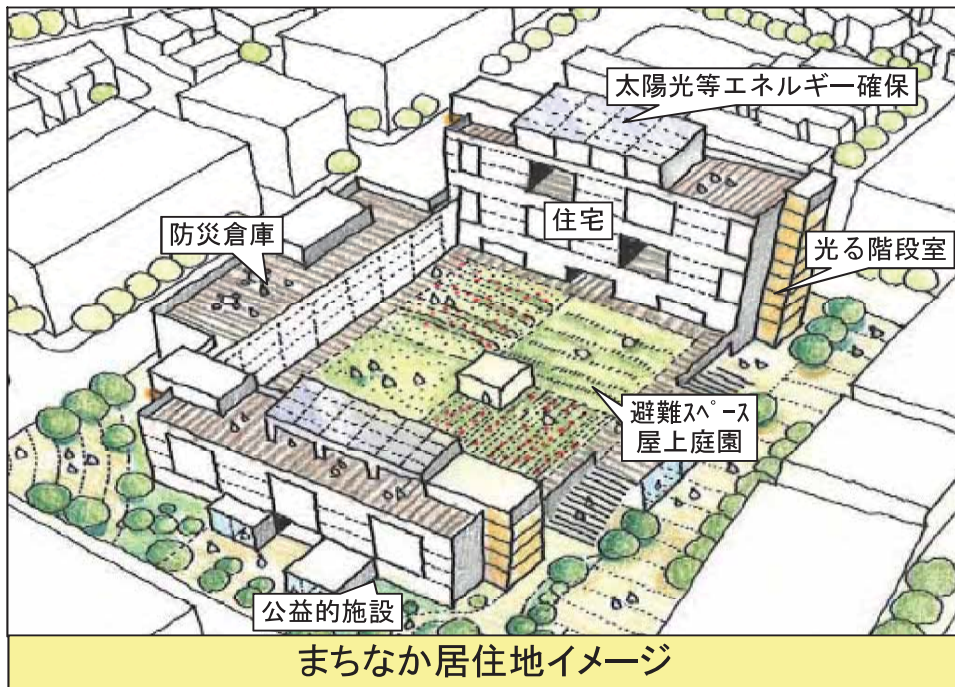
<お問い合わせ先>

- ◎独立行政法人 都市再生機構 (<http://www.ur-net.go.jp/>)
- 震災復興支援室 〒231-8315 神奈川県横浜市中区本町 6-50-1
 Tel 045-650-0478 Fax 045-650-0366
- 宮城・福島震災復興支援事務所 〒982-0111 宮城県仙台市太白区長町 5-2-38
 Tel 022-748-1086 Fax 022-748-1087
- 岩手震災復興支援事務所 〒020-0871 岩手県盛岡市中ノ橋通 1-4-22 中ノ橋 106ビル7階
 Tel 019-604-3066 Fax 019-604-3028



—— 街に、ルネッサンス ——





まちなか居住地イメージ

UR都市機構の総合力を活かした復興住宅支援

○豊富な実績

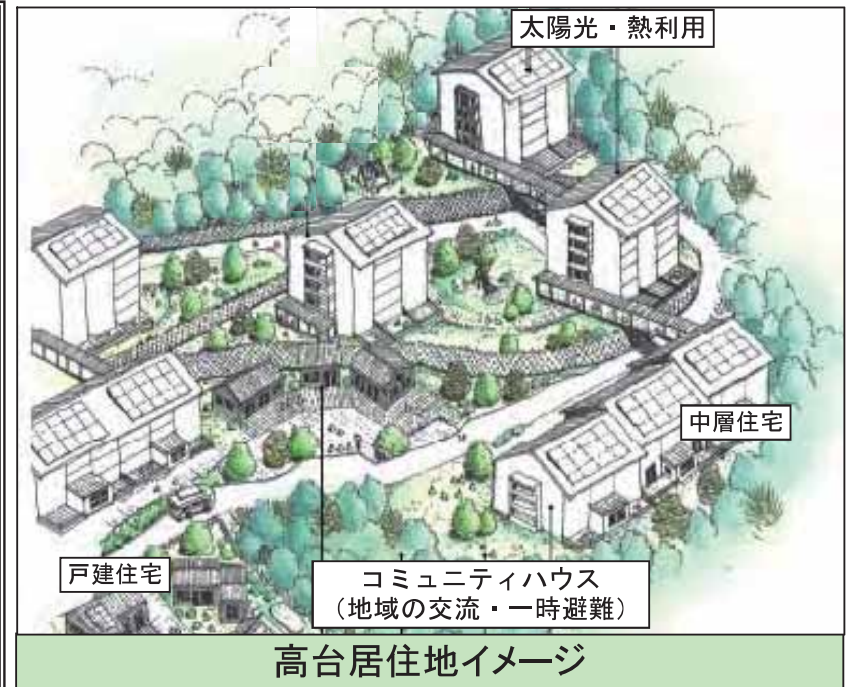
UR都市機構は、国の政策実施機関として半世紀以上にわたり、「人が輝く」まちづくり・住まいづくりをめざし、さまざまな取り組みを実践してきました。全国で約76万戸のUR賃貸住宅を管理するとともに、兵庫県や新潟県で震災復興の住宅建設、再開発・区画整理事業に取り組んできました。

○安心の技術力

計画策定から、用地調査、造成、設計、建設、工事監理まで一貫して、経験豊富な各分野のエキスパートが復興住宅建設を支援します。

○迅速な行動力

東日本大震災の早期復興のため、URのマンパワーが活用できます。平成7年の阪神・淡路大震災では、当初3年間で約18,600戸の災害復興住宅を建設しています。



高台居住地イメージ

UR都市機構が提案する災害復興のすまいづくり 4つのキーワード

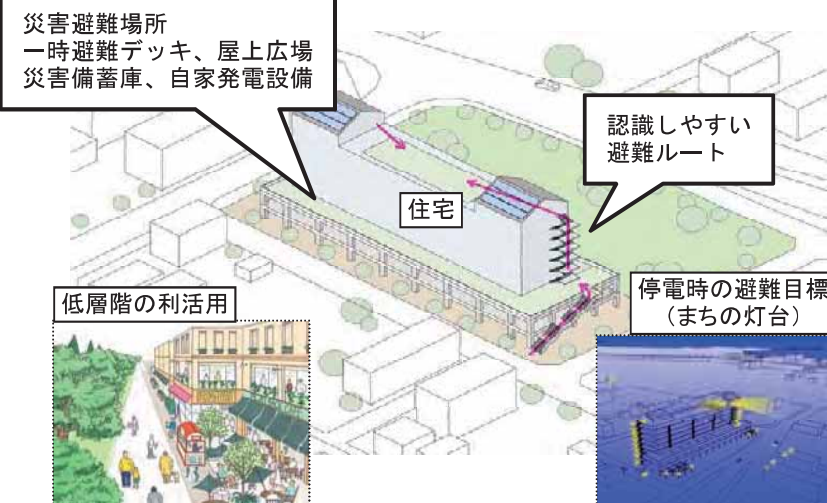
1 地域の防災拠点整備

●津波避難ビルとなる復興住宅

- ・高台避難が困難な市街地では、復興住宅に設置する安全な高さのデッキや屋上広場への避難が有効。津波避難ビルとして活用。
- ・災害備蓄倉庫や自家発電装置設置で、数日間滞在できる避難所として利用。停電時に避難の目印となる「まちの灯台」

●低層階の活用による賑わいの創出

- ・住宅の低層部は、耐震・耐波性能を確保の上、賑わい施設や駐車場として利用



3 環境への配慮

●省エネ徹底住宅

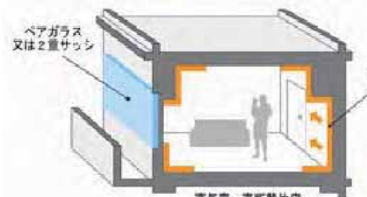
- ・高気密・高断熱住宅 (二重サッシ・ペアガラス・屋上緑化)
- ・省エネ設備の導入 (LED照明・節水・節湯水栓・高効率給湯器)

●再生可能エネルギーの導入

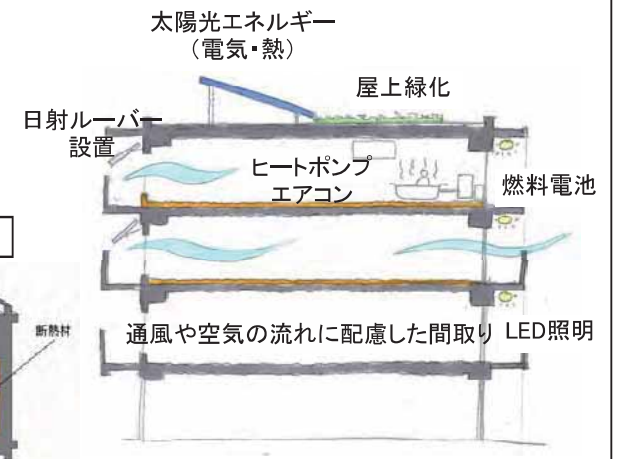
- ・太陽光パネルの設置
- ・風力発電・雨水利用システムの設置
- ・コージェネレーション設備の設置
- ・地域のエネルギー融通計画に協力



手押しポンプ(雨水利用)



高気密・高断熱仕様



再生可能エネルギーシステム

2 高齢者・子育て層の安心居住

●高齢者の安心居住

- ・住み慣れた地域で、できるだけ長く在宅生活を続けられる住空間
- ・交流施設の設置や見守りサービスの提供
- ・徹底したバリアフリー対策

●地域の福祉拠点整備

- ・地域介護・医療・子育て等のサービス拠点の併設
- ・地域の民間事業者、NPO法人との連携



居住者の絆を育むコミュニティ食堂



交流を楽しむコミュニティガーデン



団地内子育て拠点



バリアフリー

4 地域に根ざした住宅建設

●地域密着の住宅計画

- ・地域の風土、歴史、特色を生かした住宅計画の提案
- ・被災者の意見を反映した住宅計画づくり

●地元産業の活性化

- ・公共団体の要請により、地元事業者や地元木材等の活用

●地域の景観に配慮

- ・地域のまちなみや美しい景観に配慮した計画づくり



ワークショップを通じた地元意見の反映



地元産材の活用



松島の景観(出典:宮城県HP)



地元事業者・地元産材を活用した住宅イメージ (事例写真:岩手県営住宅)

被災市町村との覚書・協定締結一覧

締結先市町村	締結内容 [締結日等]
岩手県 山田町	覚書 [1月17日] 協力協定 [3月2日]
" 大槌町	覚書 [3月28日]
" 釜石市	覚書 [3月9日] 協力協定 [3月23日]
" 大船渡市	覚書 [3月28日]
" 陸前高田市	覚書 [3月2日] 協力協定 [3月2日]
宮城県 南三陸町	覚書 [3月2日]
" 女川町	パートナーシップ協定 [3月1日]
" 石巻市	基本協定(災害公営住宅) [3月10日]
" 東松島市	覚書 [2月29日] 協力協定[3月29日]
" 塩竈市	基本協定(災害公営住宅) [2月1日]
" 多賀城市	基本協定(災害公営住宅) [3月30日]
福島県 新地町	覚書 [2月29日] 基本協定(災害公営住宅) [2月29日]

※今回の要請は3月23日に釜石市と締結した協力協定に基づくものです。